

# 平成 28 年度 事業計画書

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

## 【事業方針】

本会においては、「第3次地域福祉活動計画」（平成26年度～平成30年度）及び「地区版地域福祉活動計画」（平成26年度～平成30年度）に基づき、地域福祉を推進するための仕組みづくり、地域福祉を担う人づくり・組織づくり、災害時要援護者支援や被災者生活支援事業など様々な事業に取り組んでいるところです。

現在、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法及び介護保険法の改正に伴う対応が喫緊の課題となっています。

生活困窮者自立支援制度の推進に関しては、これまで社会福祉協議会が実施してきた相談支援業務や地域の関係者とのネットワークづくりの実践などを基盤に積極的に取り組むことにより総合相談・生活支援体制の充実・強化を図っていく必要があります。

また、介護保険法の改正に伴う新たな総合事業に関しては、「住民主体」の生活支援サービスの創設等が位置づけられていますが、住民支え合いの仕組みづくりは、社会福祉協議会が担う重要な役割と使命であり、今後の存在意義が問われる重要な局面となっています。

このような社会福祉協議会を取り巻く情勢を踏まえ、平成28年度は、次の項目を重点項目に定め当該項目に則した事業を展開していきます。

## 【重点項目】

### 1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤として解決につながる支援やその仕組みづくりを行います。特に、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、解決や予防に向けて取り組みます。

#### (1) 主な実施事業

- ・ たすけあい子育てフードバンク事業（新規）
- ・ 住民支え合い活動づくりモデル事業（拡充）
- ・ 福祉総合相談センター事業
- ・ いわき市障がい者避難行動支援訪問活動事業
- ・ 避難行動要支援者マップ作成事業
- ・ 緊急連絡カード兼救急医療情報キット配備事業

## 2 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、被災者支援事業、総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めるとともにアウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組んでいきます。

### (1) 主な実施事業

- ・ 福祉総合相談センター事業
- ・ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- ・ 生活資金貸付事業（市社協独自事業）
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 生活支援相談員配置事業

## 3 地域のつながりの再構築

民生委員及び社会福祉施設との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域づくりを進めていきます。

### (1) 主な実施事業

- ・ 住民支え合い活動づくりモデル事業（再掲）
- ・ 小地域福祉活動
- ・ ボランティア育成研修会・連絡会

## 【平成28年度新規事業】

### 子どもの貧困対策事業の実施について

現在、子どもたちの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあり、厚生労働省がまとめた平成25年国民生活基礎調査によれば、子どもの相対的貧困率が16.3%と先進国の中でも厳しい状況にあり、子どもの貧困が大きな社会問題となっている。

いわき市では、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活困窮者の自立相談支援窓口となる「いわき市生活・就労支援センター」を設置し、対象者の自立に向けた支援を行っているが、その中でも特に子どもを持つ生活困窮世帯への支援の必要性が高まってきている。

また、保護者の養育を受けることのできない子どもたちが入所している児童養護施設は、限られた措置費の中で運営しているため、経済的な制限が多く、通常一般家庭で毎年伝統的に行われている「お年玉」や、高校を卒業し就職または進学する子どもたちへ県から支給される就職支度費及び進学支度費が十分でない現状にある。

いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもの将来が閉ざされてしまうことはあってはならない。そのためにも子どもの貧困対策を推進することが重要であると考えられることから、本会では、子どもの貧困対策として新たに2つの事業を実施する。

#### 1 たすけあい子育てフードバンク事業

##### (1) 事業目的及び内容

コープ東北サンネット事業連合では、食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供することを通して、食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的に「コープフードバンク」を設立している。

本会では、経済的自立を目指している子育て世帯及び児童養護施設の生活の安定や自立支援、さらには子どもの健全な育成の一助とすることを目的に、コープ東北サンネット事業連合（コープフードバンク）と基本協定を締結し、市生活・就労支援センターと連携を図りながら、食品等の提供を行う。

##### (2) 事業対象者

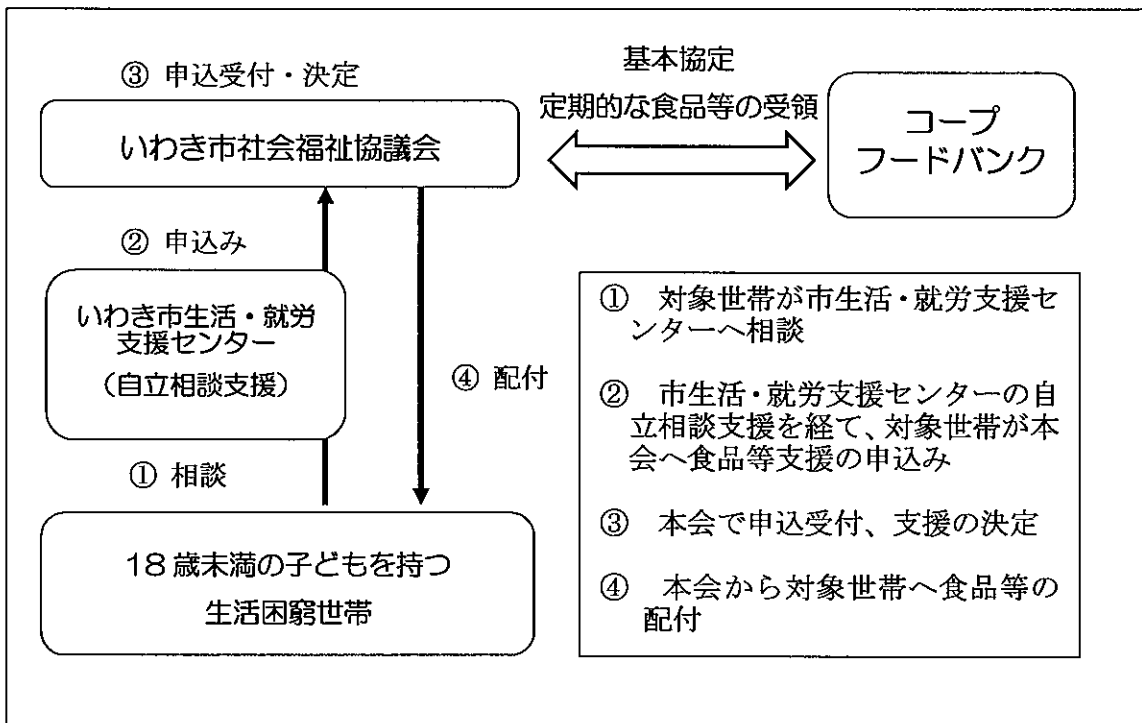
- ア 18歳未満の子どもを持つ世帯で、次のいずれにも該当する世帯
  - (ア) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援の申込みをしている世帯
  - (イ) 生活の立て直しのため、食品等支援を必要とする世帯
- イ いわき市内の児童養護施設

##### (3) 本会の役割

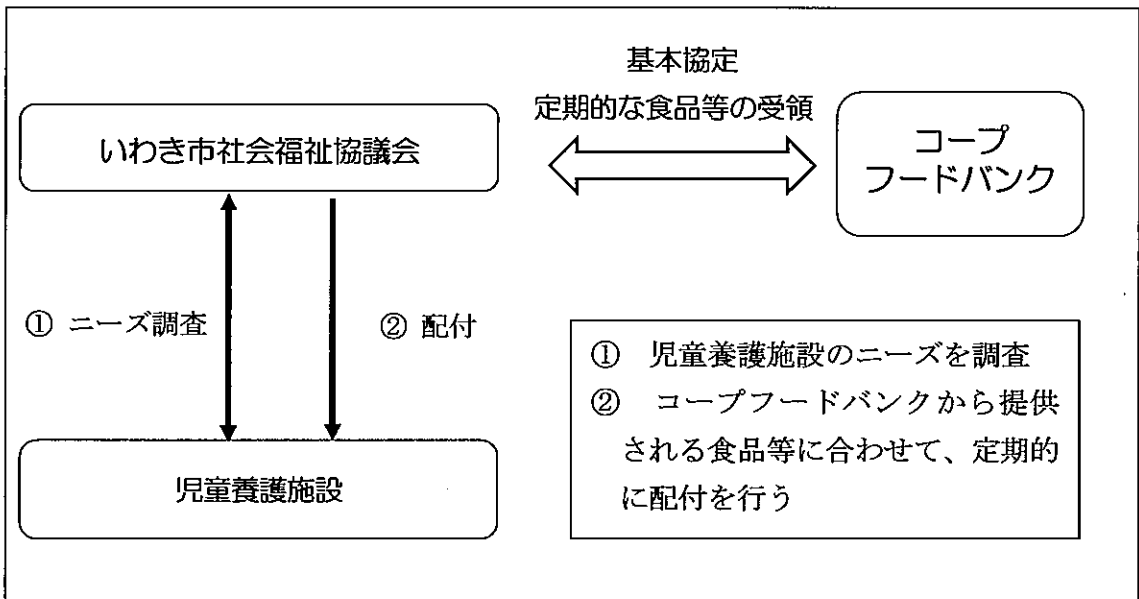
- ア コープフードバンクとの日常的な連携と提供食品等の管理
- イ 申込受付と食品等支援の決定
- ウ 対象世帯への食品等配付（生活支援相談員の活用）
- エ 民生児童委員との連絡調整（申込みの際に同意を得た世帯のみ）
- オ パンフレットを作成し、市生活・就労支援センター窓口へ設置

#### (4) 支援の流れ

##### ア 18歳未満の子どもを持つ世帯



##### イ いわき市内の児童養護施設



#### (5) 財源措置

本会の自主財源

予算額 100 千円 (食品用ケース代、パンフレット印刷コピー代など)

## 2 児童養護施設支援事業について

### (1) 事業目的及び内容

市内の児童養護施設の子どもたちは、通常一般家庭で毎年伝統的に行われている「お年玉」が、篤志家から寄付があった年度にのみ配付されている現状を踏まえ、一般家庭と同様に「お年玉」を制度化できるよう支給するもの。

また、高校を卒業し、就職または進学する子どもたちにおいては、県から支給される就職支度費及び進学支度費のみでは新生活に必要なものを購入するには十分でない現状を踏まえ、スーツ・靴等の購入のための就職・進学準備金としてお祝金を支給する。

### (2) 事業対象者

#### ア お年玉

1月1日現在、いわき市内の児童養護施設に在籍している幼児・児童・生徒

#### イ お祝い金（就職・進学準備金）

いわき市内の児童養護施設に在籍している生徒のうち、高等学校等を卒業し、就職または短大・大学等に進学する者

### (3) 支給金額

#### ア お年玉

|     |         |
|-----|---------|
| 幼児  | 1,000 円 |
| 小学生 | 3,000 円 |
| 中学生 | 5,000 円 |
| 高校生 | 5,000 円 |

#### イ お祝い金（就職・進学準備金）

1人あたり 50,000 円

### (4) 財源措置

歳末たすけあい募金配分金より支出

予算額 541 千円（給付金、お祝い袋など）

※参考 （平成 28 年 3 月 1 日現在の児童数）

|     |      |                 |
|-----|------|-----------------|
| 幼児  | 3 名  |                 |
| 小学生 | 6 名  |                 |
| 中学生 | 8 名  |                 |
| 高校生 | 15 名 | （うち来春卒業予定者 6 名） |
| 合計  | 32 名 |                 |

## 【平成28年度拡充事業】

### 住民支え合い活動づくりモデル事業の推進

現在、少子高齢化が急速に進行する中で、高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民と行政・医療・福祉関係者が協力し、支え合いによる地域づくりを進めていくことが重要である。

平成27年度の介護保険制度の改正において、要支援者へのサービスについて、これまでの全国一律のサービスのほか、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合、住民による支え合い活動など、さまざまな主体による生活支援サービスの提供が示された。

本会においては、平成27年度から市より委託を受け、支え合い活動を行いたいと考えている地域住民等とともに、地域の高齢者にどのような支援が必要かを共に考え、支え合い活動の立ち上げを支援することで、新しい生活支援サービスの創出を図る「いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業」に取り組んできたところである。

平成28年度は、平成27年度のモデル地区7ヵ所のほか、新たにモデル地区8ヵ所を選定し、支え合い活動に対する理解を深めながら、地区内の高齢者等が抱える生活課題等の把握及び分析、生活支援サービスの創出、支え合い活動の担い手養成等に取り組みながら、住民主体による支え合い活動の定着化に向け事業推進を図る。

#### 1 事業概要

##### (1) モデル地区の考え方

市内7圏域の地区保健福祉センター単位に2団体以上の実施団体を選定し、その実施団体が活動するエリアをモデル地区とする。

【圏域分け】平地区、小名浜地区、勿来・田人地区、常磐・遠野地区、  
内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜大久地区、小川・川前地区

##### (2) 生活支援コーディネーターの役割と協議体の設置

地域住民主体による支え合い活動を推進するため、「生活支援コーディネーター」（地域福祉支援員7名）が中心となり、モデル地区内の「生活支援ニーズの把握」「社会資源の開発」「生活支援ニーズと支え合い活動のマッチング」に取り組むとともに、関係機関や団体等と連携し、生活課題の解決につなげる。

また、実施団体の構成員とコーディネーター（地域福祉支援員）を中心に、地域包括支援センターや行政関係者など多様な関係主体の定期的な情報共有及び連携、協働の場として「協議体」を設置する。

### (3) 支え合いサポーターの養成及び役割

サービスの提供に際して必要とされる基本的な知識やスキル等の習得のため、研修会や講習会を実施する。

(高齢者への接し方、認知症、介護技術、緊急時対応、守秘義務など)

支え合いサポーターについては、訪問活動による声かけや見守り、買い物やゴミだし等の生活支援及びつどいの場の運営支援等を行う。

#### (参考)【モデル地区一覧】

| 圏域         | 平成27年度    | 平成28年度(各地区1カ所予定) |
|------------|-----------|------------------|
| 平地区        | 平：城山地区    | 平地区内             |
| 小名浜地区      | 小名浜：玉川町西区 | 小名浜地区内           |
| 勿来・田人地区    | 勿来：南台1・2区 | 田人地区内            |
| 常磐・遠野地区    | 常磐：下船尾地区  | 遠野地区内            |
| 内郷・好間・三和地区 | 内郷：高坂9区   | 好間地区内、三和地区内      |
| 四倉・久之浜大久地区 | 四倉：新町地区   | 久之浜・大久地区内        |
| 小川・川前地区    | 小川：塩田地区   | 川前地区内            |

## 2 運営委員会の開催

モデル地区の選定やモデル事業の実施状況の把握及び評価、事業の効果を高めるための助言、指導等を行う。

<構成メンバー>

行政嘱託員（区長） 連合協議会、民生児童委員協議会、老人福祉施設協議会、障がい者連絡協議会、大学関係者、行政関係者など

## 3 担当者会議の開催

協議体の円滑な運営を図るため、市社協役職員、地区社協職員及び地域福祉支援員が参加し、担当者会議を開催し、運営マニュアルの作成、各地区協議体における進捗状況の確認等を行う。

## 4 平成28年度の主なスケジュール（新規モデル地区）

| 日程               | 内容                  |
|------------------|---------------------|
| 平成28年4月1日～4月末日   | 実施団体の募集             |
| 平成28年5月上旬        | 実施団体の選考・決定          |
| 平成28年5月下旬        | 全体研修・協議体の設置に向けた打合せ  |
| 平成28年7月～9月       | 事業計画に基づく検討・協議       |
| 平成28年10月～平成29年3月 | モデル地区内でサービス提供の開始    |
| 平成29年1月下旬        | 地域づくり講演会において、事例発表予定 |